

福島市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 32 号

福島市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

福島市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。） 第3章第2節及び第3節並びに福島市行政手続条例（平成8年条例第1号。以下「条例」という。）第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(聴聞通知)</p> <p>第2条 法第15条第1項の規定による通知は、聴聞の期日の10日前までに、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 法第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定す</p>	<p><u>(趣旨等)</u></p> <p>第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の付与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関しこの規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>(聴聞通知)</p> <p>第2条 行政手続法（以下「法」という。）第15条第1項の規定による通知は、聴聞の期日の10日前までに、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。</p>

る聴聞公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

3 法第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示通知書（様式第1号の2）を掲示して行うものとする。

（聴聞の期日の変更）

第3条 法第15条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、市長に対し、聴聞期日変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2・3 （略）

（弁明の機会付与通知）

第14条 （略）

2 法第31条において準用する法第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

3 法第31条において準用する法第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会付与公示通知書（様式第16号の2）を掲示して行うものとする。

（弁明書の提出期限等の通知）

第15条 法第31条において準用する法第15条第1項の通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「弁明者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、市長に対し、弁明書の提出期限等変更申出書（様式第17号）により弁明書の提出期限等の変更を申し出ることができる。

2・3 （略）

（聴聞の期日の変更）

第3条 市長が、法第15条第1項の通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、市長に対し、聴聞期日変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2・3 （略）

（弁明の機会付与通知）

第14条 （略）

（弁明書の提出期限等の通知）

第15条 市長が、前条の通知をした場合において、当該通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「弁明者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、市長に対し、弁明書の提出期限等変更申出書（様式第17号）により弁明書の提出期限等の変更を申し出ることができる。

2・3 （略）

(準用規定)

第18条 この規則（第1条第1項を除く。）の規定は、条例第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、第2条、第3条第1項及び第3項、第4条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第1項、第9条、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項中「法」とあるのは「条例」と、第13条中「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と、第14条中「法第30条」とあるのは「条例第28条」と、第15条第1項中「法第31条」とあるのは「条例第29条」と、「法第15条第4項後段」とあるのは「条例第15条第4項後段」と、第16条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と、第17条中「法第30条」とあるのは「条例第28条」と、「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第18条 この規則（第1条第1項を除く。）の規定は、福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号）第3章の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、第2条中「行政手続法（以下「法」という。）」とあるのは「福島県行政手続条例（以下「県条例」という。）」と、第3条第1項及び第3項、第4条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第1項、第9条、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項中「法」とあるのは「県条例」と、第13条中「法第29条第1項」とあるのは「県条例第27条第1項」と、第14条中「法第30条」とあるのは「県条例第28条」と、第15条第1項中「法第31条」とあるのは「県条例第29条」と、「法第15条第3項後段」とあるのは「県条例第15条第3項後段」と、第16条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「県条例第27条第1項」と、第17条中「法第30条」とあるのは「県条例第28条」と、「法第29条第1項」とあるのは「県条例第27条第1項」と読み替えるものとする。

第19条 この規則（第1条第1項を除く。）の規定は、福島市行政手続条例（平成8年条例第1号）第3章の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、第2条中「行政手続法（以下「法」という。）」とあるのは「福島市行政手続条例（以下「条例」という。）」と、第3条第1項及び第3項、第4条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第1項、第9条、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項中「法」とあるのは「条例」と、第13条中「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と、第14条中「法第30条」とあるのは「条例第28条」と、第15条第1項中「法第31条」とあるのは「条例第29条」と、「法第15条第3項後段」とあるのは「条例第15条第3項後段」と、第16条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と、第17条中「法第30条」と

(補則)

第19条 (略)

あるのは「条例第28条」と、「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と読み替えるものとする。

(補則)

第20条 (略)

様式第1号の2（第2条関係）

様式第1号の2（第2条関係）

聴聞公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、
行政手続法第15条第4項後段
福島市行政手続条例第15条第4項後段 の規定により、下記のとおり公示します。
なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付しま
す。

年 月 日

（行政庁）



記

不利益処分の名宛人 となるべき者の氏名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	

備考 この掲示を開始した日から2週間を経過した時に、聴聞通知書の送達があったもの
とみなされます。

様式第16号の2（その1）（第14条関係）

様式第16号の2（その1）（第14条関係）

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、
行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項後段
福島市行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第4項後段の規定により、
下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも
交付します。

年 月 日

（行政庁）

印

記

不利益処分の名宛人 となるべき者の氏名	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

備考 この掲示を開始した日から2週間を経過した時に、弁明の機会付与通知書の送達があつたものとみなされます。

様式第16号の2（その2）（第14条関係）

様式第16号の2（その2）（第14条関係）

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、
行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項後段
福島市行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第4項後段の規定により、
下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも
交付します。

年 月 日

（行政庁）



記

不利益処分の名宛人 となるべき者の氏名	
------------------------	--

答による弁明の機会を付与します。

出頭すべき日時	
---------	--

出頭すべき場所	
---------	--

備考 この掲示を開始した日から2週間を経過した時に、弁明の機会付与通知書の送達があつたものとみなされます。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。